

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【公開番号】特開2011-186718(P2011-186718A)

【公開日】平成23年9月22日(2011.9.22)

【年通号数】公開・登録公報2011-038

【出願番号】特願2010-50402(P2010-50402)

【国際特許分類】

G 06 F 3/12 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/12 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録装置が接続される通信ポートと、

前記記録装置を制御する制御コマンドを出力する第1の記録制御部と、

前記記録装置を制御する制御コマンドを出力する第2の記録制御部と、

前記第1の記録制御部および前記第2の記録制御部から入力された制御コマンドを前記通信ポートに出力する通信制御部と、を備え、

前記通信制御部は、

前記第1の記録制御部が前記通信ポートを占有している状態のときに前記第2の記録制御部から前記通信ポートの利用要求があった場合、前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除できる状態か否かを判別する判別部と、

前記判別部が前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除できる状態と判別した場合、前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除する占有解除部と、を有することを特徴とする制御装置。

【請求項2】

前記判別部は、

前記第1の記録制御部が、前記記録装置に記録を実行させる制御コマンドを出力中でない場合、前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除できる状態であると判別する請求項1に記載の制御装置。

【請求項3】

前記判別部は、

前記第1の記録制御部から最後の制御コマンドの入力があってから所定の時間経過している場合、前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除できる状態であると判別する請求項1に記載の制御装置。

【請求項4】

前記記録装置は、切断装置を備え、紙に画像を記録した後に前記紙を切断してレシートを発行し、

前記第1の記録制御部は、前記レシートの開始を指示する制御コマンド及び前記紙の切断を指示する制御コマンドを出力し、

前記判別部は、

前記第1の記録制御部からの前記レシートの発行の開始を指示する制御コマンドが入力されてから前記紙の切断を指示する制御コマンドが入力されるまでの間ではない場合、前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除できる状態であると判別する請求項1に記載の制御装置。

【請求項5】

前記判別部は、

予め定められた所定の期間を、前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除できる期間であると判別する請求項1に記載の制御装置。

【請求項6】

前記占有解除部は、前記記録装置がビジー状態又はオフライン状態であることを示すコマンドを前記第1の記録制御部に出力することにより、前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除させる請求項1乃至5のいずれか1項に記載の制御装置。

【請求項7】

制御コマンドを出力する第1の記録制御部により記録装置が接続された通信ポートが占有されている状態のときに第2の記録制御部から前記通信ポートの利用要求があった場合、前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除できる状態か否かを通信制御部によって判別し、

前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除できる状態と判別した場合、前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を前記通信制御部によって解除することを特徴とする制御装置の制御方法。

【請求項8】

第1の記録制御部により通信ポートが占有されている状態のときに、第2の記録制御部から前記通信ポートの利用要求があった場合、前記第1の記録制御部から入力された制御コマンドに基づいて、前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除できる状態か否かを判別する判別部と、

前記判別部により前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除できる状態と判別された場合、前記第1の記録制御部による前記通信ポートの占有を解除する占有解除部と、を機能させることを特徴とするプログラム。